

議案第72号

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例  
制定の件

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（平成5年鹿児島県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。以下同じ。」を「いう。」に改める。

第2条の表事業税の項中「離島振興対策実施地域内において、」を「法第4条第1項に規定する離島振興計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、」に、「離島振興対策実施地域内において畜産業」を「産業振興促進区域内において畜産業」に改め、「薪炭製造業」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む畜産業又は水産業を除く。）」を加え、同表不動産取得税の項及び固定資産税の項中「離島振興対策実施地域」を「産業振興促進区域」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 新条例第2条の規定は、令和5年4月1日以後に設備を新設し、又は増設した者の当該設備に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について適用し、同日前に設備を新設し、又は増設した者の当該設備に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税については、なお従前の例による。

（提案理由）

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。